

様

☐退職により現在の健康保険資格は喪失します。

資格喪失年月日：令和 年 月 日

☐扶養認定を解除したことにより現在の健康保険資格は喪失します。

資格喪失年月日：令和 年 月 日

①上記以降は現在加入中の健康保険資格で受診することはできません。

②上記以降における医療機関での受診は新たに加わいただく健康保険にて受診してください。

※現在治療中であっても診察券のみで受診することはできません。受診の際は、**新しく加入した健康保険の資格情報が反映されたマイナ保険証、または資格確認書**を提示してください。

※マイナ保険証の更新状況の確認方法については協会けんぽホームページをご確認ください（下記二次元コードよりご覧いただけます）。

③資格喪失日以降は、主に以下のいずれかの手続きが必要です。

1



新しく就職する会社の健康保険

▶新しく就職される会社にお問い合わせください。

2



協会けんぽの任意継続保険

▶お住まいの都道府県の協会けんぽ支部にお問い合わせください。

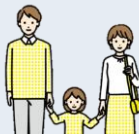
3



市区町村の国民健康保険

▶お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。

4



ご家族の健康保険の扶養家族

▶ご家族の勤務先にお問い合わせください



それぞれ加入条件がありますのでご注意ください

資格確認書をお持ちの方へ



ご家族分も含め

事業所へ退職時に**速やかにご返却ください**

現在加入中の健康保険資格で受診すると…

医療費の返納が発生する場合があります

